

看護学生奨学金貸与制度について

(3年制学校)

1. 制度の目的

琴の浦リハビリテーションセンターでは、将来当センターで勤務を希望する看護学生の皆さまを対象に、修学を支援するための奨学金貸与制度を設けています。

本制度は、学生が安心して学業に専念できる環境を整え、卒業後は当センターの一員として地域医療に貢献していただくことを目的としています。

2. 奨学金の概要

(1) 貸与対象者 3年制看護学校に在学中の学生または入学が決定した者

(2) 貸与金額 一律 月額 70,000 円

※卒業までにかかる経費(入学検定料・入学金含む)を都度払いで貸与することも相談可能です。

(3) 受付期間 随時

(4) 貸与人数 若干名

(5) 貸与期間 貸与契約成立月から卒業の月まで

※留年した場合は、貸与が一時中止になります。

(6) 支給方法 原則として毎月、指定口座へ振込

3. 奨学金返済について

卒業後、看護師免許を取得し、以下の貸与期間に応じた期間を当センターに勤務することで奨学金の返還は実質必要ありません。

貸与期間が2年未満 → 2年間勤務

貸与期間が2年以上 → 3年間勤務

※欠勤により出勤が5割以下の月は返済月数から除外します。

※万一、上記期間を勤務せず退職する場合は、残月分の実返済が発生します。

【 例 : 36ヶ月貸与した場合 】

毎月の返済金額を手当として給与で支給し、同額を天引きして返済した手続きを取ります。

(給与支給欄)

「基本給・調整手当・交通費・超過勤務手当等」+ 毎月の返済金額を支給(例:70,000 円)

(給与控除欄)

「健康保険料・厚生年金料・所得税・市町村民税等」+ 毎月の返済金額(例:70,000 円)

※支給金額及び返済金額は下記の通りとなります。(3年間の36ヶ月)

毎月:70,000 円×36ヶ月=2,520,000 円

4. 応募方法

まずは、下記にお電話ください。見学の案内をさせていただきます。

その後、応募希望の場合、必要書類を郵送してください。見学の際に提出も可能です。

<必要書類>

- ① 履歴書
- ② 成績証明書
- ③ 卒業見込証明書(発行可能であれば)

5. 選考方法

書類審査後、作文・面接を実施いたします。

貸与決定者には、連絡の上、手続きに必要な書類のご案内をいたします。

6. 貸与決定後の必要書類等

- ① 契約書(当センター所定書式) 2部
- ② 保証書(当センター所定書式) 2部
- ③ 保証人(2名)の印鑑証明 各1通
- ④ 本人名義の銀行口座

※【①契約書】と【②保証書】は、貸与決定手続き完了後、本人に1部返送いたします。

7. 保証人について

奨学金貸与には連帯保証人2名が必要です。

保証書に保証人本人の自署と実印が必要となります。

※保証人は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者とし、
奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担します。

8. 奨学生資格の取り消し

以下に該当する場合、奨学生資格を取り消し、奨学金の返還をしなければなりません。

- ① 自己の都合または学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき
- ② 2回留年したとき
- ③ 奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ④ 就学態度・成績等について、特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

9. その他

奨学金貸与期間中、看護学校等の成績や出席状況等について書類を提出していただくことがあります。

また、学習状況等の確認や奨学生間の交流を深めるための集いがあります。

3年生時の1月頃に就職のための健康検査(血液・検尿・胸部 X-P・心電図・聴力等)と
書類説明・ユニフォーム合わせを実施いたします。



<http://www.kotonoura.or.jp>

応募・お問い合わせ先

〒641-0014

和歌山県和歌山市毛見1451番地

琴の浦リハビリテーションセンター 庶務課

電話番号:073-444-3141